

劉義慶傳（『宋書』卷五十一列傳第十一宗室）譯注

大橋由治

義慶幼爲高祖所知、常曰、「此我家豐城也。」年十三、襲封南郡公。除給事、不拜。義熙十二年、從伐長安、還拜輔國將軍、北青州刺史、未之任、徙督豫州諸軍事、豫州刺史、復督淮北諸軍事、豫州刺史、將軍竝如故。永初元年、襲封臨川王。徵爲侍中。元嘉元年、轉散騎常侍、祕書監、徙度支尙書、遷丹陽尹、加輔國將軍、常侍竝如故。

義慶幼くして高祖の知る所と爲り、常に曰く、「此れ我が家の豐城なり」と。年十三にして、南郡公を襲封す。給事に除せらるるも、拜せず。義熙十二年、長安を從伐し、還りて輔國將軍、北青州刺史に拜せられ、未だこれ

に任ぜずして、督豫州諸軍事、豫州刺史に徙り、復た督淮北諸軍事たり、豫州刺史、將軍は竝びに故の如し。永初元年、臨川王を襲封す。徵されて侍中と爲る。元嘉元年、散騎常侍、祕書監に轉じ、度支尙書に徙り、丹陽の尹に遷り、輔國將軍、常侍を加ふること竝びに故の如し。

【語釋】 ○豐城：傳説では、江西の豐城の地下には龍泉と大阿の寶劍が眠っていると言ひ、後に「豐城の劍」を傑出した人才を贊美するときや、傑出した人才が識者に見出されるのを待っている意味に使用する。『晉書』張華傳に見える。○南郡公：湖北省の舊荊州・安陸・漢陽・武昌・黃州・德安・施南の諸府と襄陽府の南境との地。治は古の楚都の郢で、今の湖北省江陵縣の東南。郡公は小國の王のようなもの。○襲封：諸侯が領地を受け繼ぐこと。○給事：常時殿中に出仕し、天子の側近にある顧問職。○義熙十二年：416年。義慶、十四歳。○輔國將軍：後漢の獻帝置く。晉の王濬は吳を平らげてのち輔國大將軍を授けられた。○北青州：青州は漢置く。臨淄に治す。

今の山東省臨淄縣。太興の始め江蘇省淮陰縣に僑置す。義熙中、治を丹徒縣に置く。ついで青州を東陽に置く。今の山東省益都縣の治。これを北青州という。○刺史：地方の最高行政官。現在の縣知事のようなだが、中央から派遣される點が異なる。○督豫州諸軍事：魏の文帝の時（BC 220）にはじめて各州の刺史と軍事を統轄するため、に都督がおかれた。○永初元年：420年。武帝（劉裕）の元號420〜422。○臨川王：臨川は郡名、江西省臨川縣の西。劉義慶は劉裕の中弟劉道憐の次男であるが、幼弟劉道規に男兒がなかったため、義慶を嗣子とした。劉道規は晉の義熙八年に病没しているが、劉裕は宋建國後に、劉道規に大司馬を追贈し、臨川王に追封した。文帝劉義隆は幼い頃、劉道憐に育てられたので、劉裕は劉義隆に劉道規の家督を繼承させようと考えていたが、禮教の規定に照らし、二つの家督を相續させることを斷念した。そこで義慶を劉道規の繼承者に定めた。○侍中：魏晉以後は門下省の大臣を侍中（宰相職）と稱した。○元嘉元年：424年。文帝（劉義隆）の元號424〜453。○散騎常侍：天子

の輿に陪乘し、近衛官として側近に侍した。○祕書監：禁中の圖籍を司る部署の長官。○度支尙書：度支とくしは一國の財政を司る官の稱。尙書が大臣となった。○丹陽：郡名。漢では、安徽省宣城縣。晉の時は江蘇省江寧縣。○尹：長官。

【通釋】 劉義慶は幼い頃から高祖（劉裕）の目にとまり、常々「この子は我が家の豐城の寶劍だ」と言っていた。十三歳の時に南郡公を嗣ぐよう命じられた。給事に移されたが、拜受しなかった。義熙十二年（416）に、長安討伐に従い、歸還後に輔國將軍、北青州刺史を賜り、まだこの官に赴任する前に、督豫州諸軍事、豫州刺史に移され、かさねて督淮北諸軍事を命じられたが、豫州刺史、將軍の職はそのままとされた。永初元年（420）に、臨川王を嗣ぐよう命じられた。侍中に徵された。元嘉元年（424）に、散騎常侍、祕書監となり、度支尙書へ移り、丹陽の尹に移ったが、輔國將軍と常侍の官はそのまま殘された。

時有民黃初妻趙殺子婦、遇赦應徙送避孫讎、義慶曰、「案周禮父母之仇、避之海外、雖遇市朝、鬥不反兵。蓋以莫大之冤、理不可奪、含戚枕戈、義許必報。至於親戚爲戮、骨肉相殘、故道乖常憲、記無定准、求之法外、裁以人情。且禮有過失之宥、律無讎祖之文。況趙之縱暴、本由於酒、論心卽實、事盡荒耄。豈得以荒耄之王母、等行路之深讎。臣謂此孫忍愧銜悲、不違子義、共天同域、無虧孝道。」

時に民 黃初が妻趙 子の婦を殺し、赦に遇ひ應に徙送して孫の讎を避けんとする有り、義慶曰く、「案ずるに『周禮』に父母の仇は、これを海外に避くとするは、雖し市朝に遇はば、鬥ひて兵を反めざればなり。蓋し莫大の冤、理として奪ふべからざるを以て、戚を含み戈を枕にし、義は必報を許す。親戚戮を爲し、骨肉相殘するに至りては、故より道 常憲に乖き、記に定准無ければ、これを法外に求め、裁するに人情を以てせん。且つ禮に過失の宥有り、律に讎祖の文無し。況や趙の暴を縦にす

るは、本より酒に由り、心を論じ實に卽けば、事 荒耄に盡くをや。豈に荒耄の王母を以て、行路の深讎を等しくするを得んや。臣謂らく此の孫 愧を忍び悲しみを銜むは、子の義に違はず、天を共にし域を同じくするも、孝道に虧く無からん」と。

【語釋】 ○徙送…流罪、追放。○周禮…『周禮』卷十四「調人」に、「凡和難父之讎辟諸海外、兄弟之讎辟諸千里之外…」とある。○市朝…市中。市中の公衆の集まる所。○反…治に同じ。○莫大の冤…冤は、うらみ、あだ。○含戚…戚はおの、まさかり。或いは、かなしみ、いきどおりの意有り。ここでは含感に同じ。悲しみを懐く。○過失の宥…宥は、ゆるす、おおめに見る。○枕戈…ほこを枕にして寝る。常に兵器を身から離さないこと。片時も國家のことや父母のあだをわすれないことのたとえ。○荒耄…心がぐらく、身が老いる。老耄して考えが亂れること。○王母…祖母。○銜悲…悲しみをふくむ。悲しみをいだく。

【通釋】 時に、民の黄初なるものの妻趙が息子の嫁を殺したが、恩赦に遇つて罪を減じられ孫からの仇を避けるため遠方に流されようとしていた。義慶が言うには、「思いますに、『周禮』では、父母の仇は海外に避けるとしています。これはもしも市中で遭遇したならば凶器で殺し合いになるからです。親を殺された恨みの大きさは計り知れず、道理として仇討ちは止めることができませんので、悲しみを抱きながら片時も仇を忘れないのでありますし、道義上報復を認めているのです。しかしながら親類が殺し合い、肉親同士が殺し合うようなことは、まったく人道的には通常の規則からはずれており、明文化された規準が無いのですから、この判断は法の外にもとめ、人の情に照らして裁くべきでしょう。その上、禮には過失を許すことが定められており、法律には祖父母に仇するという文句が有りません。ましてや趙が暴力を振るつたのは、酒のせいですし、心を察し實状を見れば、今回のことは老化により正常な判断ができなくなったことと盡きます。どうして老齡の祖母に、道で殺すまでの

深い恨みをいだきましようか。私が思いますにこの孫が仇を討たないで恥を忍び悲しみをこらえることは、子としての道義に背くことはなく、天を共にいただき、同國內にとどまっても、孝道に缺くところは無いはずです」と。

六年、加尙書左僕射。八年、太白星犯右執法、義慶懼有災禍、乞求外鎮。太祖詔譬之曰…「玄象茫昧、既難可了。且史家諸占、各有異同、兵星王時、有所干犯、乃主當誅。以此言之、益無懼也。鄭僕射亡後、左執法嘗有變、王光祿至今平安。日蝕三朝、天下之至忌、晉孝武初有此異、彼庸主耳、猶竟無他。天道輔仁福善、謂不足橫生憂懼。兄與後軍、各受內外之任、本以維城、表裏經之、盛衰此懷、實有由來之事。設若天必降災、寧可千里逃避邪。既非遠者之事、又不知吉凶定所、若在都則有不測、去此必保利貞者、豈敢苟違天邪。」義慶固求解僕射、乃許之、加中書令、進號前將軍、常侍、尹如故。

六年、尙書左僕射を加へらる。八年、太白星 右執法ゆうしつほうを犯し、義慶 災禍有らんことを懼れ、外鎮を乞求す。

太祖詔してこれを譬たとして曰く、「玄象は茫昧にして、既に可とし難し。且つ史家諸占は、各々異同有り、兵星王する時、干犯する所有れば、乃ち主誅に當る、此を以てこれを言へば、益々懼れ無し。鄭僕射亡じて後、左執法嘗に變有らんも、王光祿今に至るも平安なり。日三朝に蝕するは、天下の至忌なり、晉の孝武の初めに此の異有り、彼は庸主なるも、猶ほ竟に他無し。天道は仁を輔け善に福す、謂らく憂懼を横生するに足らず。兄は後軍と各々内外の任を受け、本より維城を以て、表裏にこれを經おさめ、盛衰は此の懐ひなれば、實に由來の事有り。設若し天必ず災ひを降さんとせば、寧ぞ千里の逃避を可とせんや。既に遠者の事に非ず、又た吉凶の定まりし所を知らず、若し都に在りて則ち不測有らんとするに、此れを去りて利貞を保んぜんことを必するは、豈に敢へて苟も天に違はんや」と。義慶 固く僕射を解かんことを

求め、乃ちこれを許し、中書令を加へ、號を前將軍に進め、常侍、尹は故の如し。

【語釋】 ○尙書左僕射：僕射は、一班の主任または長のことを稱した。秦代この官がはじまり、漢以降はすべて秦制に倣った。漢代に於いて、軍人、宮人、尙書、博士などの中にすべて僕射の官がおかれたが、その後、尙書僕射のほかは逐次廢止され、この官のみ専門職として残った。さらにその後、南北朝時代に於いて、尙書省の大臣尙書令の下に左、右僕射がおかれたが、その地位については、尙書令と何ら遜色なかった。○太白星：金星。早朝東方に現れるのを啓明と呼び、夜西方に現れるのを長庚と呼ぶ。かつて太白は殺伐を主るとされた。○右執法：御史大夫（百官の監察業務）の象とされる。○外鎮：地方鎮撫の役所。地方の鎮臺。○乞求：こういう風になりたいと願う意。○玄象：天の物象。天象。○茫昧：はっきりしない。ぼんやりしている。○兵星：太白星のこと。○王：旺に通ず。旺盛、興旺。王時は旺盛の時を言う。

○干犯…おかす。○三朝…三日の意。『晉書・賈充傳』
咸寧三年、日食於三朝。○庸主…暗愚な君主。おろかな
主人。○横生…溢れ出る。○兄…同輩の間で用いる呼稱。
○後軍…後備の軍隊。あとぞなえ。○維城…城のように
衛りとなる者を言う。○表裏…内と外。内外に在って互
いに援けること。○經…おさめる。○懷…うれい。○由
來の事…由ってくるわけ。いわれ。○不測…豫測し得な
い。思いがけない。○利貞…利は、萬物の逐げること。
貞は、萬物の成ること。○中書令…中書は、漢の武帝
(BD 140) が、はじめ宮中の儀典や文書を司る宦官に中
書謁者の官を與え、さらに中書令を併置して宮中の書記
に關する事項を總括せしめ、これを中書と稱した。その
後、漢の成帝の時 (BC 42) 宦官の任用を改め、一般士
人にこの職を與えた。さらにその後、三國時代、魏の文
帝の時 (AD 220) に至り、中書省に、中書監と中書令を
おいて、宮中の機密文書の事を司らせたが、晉代に至り
監を廢して令を置き、中書省中書令は尙書省尙書令およ
び門下省侍中の二大臣とともに各々國政を分掌した。△

漢代—中書令—宮中の總書記。△魏代—中書省中書令
(中書監)—宮中の機密文書總管(宰相)。△晉代—中書
令—中書省大臣(宰相)。△唐代—中書省中書令—宰相
兼務。△宋代—中書・門下省中書令—尙書省右僕射兼務。
△元代—中書省中書令—宰相職兼務。△明代—廢止。○
前將軍…先鋒の軍隊の大將。

【通釋】元嘉六年(429)に、尙書左僕射を加えられた。
元嘉八年(431)に、太白星が右執法を横切り、義慶はこ
れを災禍の及ぶ豫兆と見なし、これを避けるため地方へ
の移動を願ひ出た。太祖(劉義隆)は詔を出して、「天
の物象は明確なものではなく、もとより可とはしがたい
ものである。そのうえ史家の諸説には、それぞれ異同が
有り、兵星(太白星)が盛んな時に何かを干犯すれば、
長官が誅殺されるべきだというが、これから今回のこと
を考えてみれば、いよいよ懼れることはない。鄭僕射が
死んだ後、左執法に動亂が起ることになるが、王光祿
は今になっても平安で何事もない。太陽が三日も月蝕す
るのは天下にとってもっとも忌むべきことである。晉の

孝武帝の初期にこの玄象が起こった。かれは暗愚な君主であったが、結局何も起こらなかった。天道は仁者を輔け、善者に福をもたらすものである。憂惧にふさぐことではないであろう。あなたは後軍とそれぞれ城内外の任務を受け、すでに城壁のごとき役割を果たして、内外にあって衛を固めておる。盛衰はつねに気がかりで、まことに由って来る所以がある。もし天が必ず災いを下そうとしているならば、どうして千里ばかりの逃避で難を避けられようか。もはや遠きことではないし、さらに吉凶がどこに定まったのかもわからない、もし都にいて不測のことが起こるのであれば、ここから逃げて身の安全を圖るのは、天意に背くことではないのか」と諭した。しかし義慶はかたくなに僕射を解かれんことを求めたので、これを聞き入れ、中書令を加え、官號を前將軍に進め、常侍、尹はそのままとした。

在京尹九年、出爲使持節、都督荆雍益寧梁南北秦七州

諸軍事、平西將軍、荊州刺史。荊州居上流之重、地廣兵強、資實兵甲、居朝廷之半、故高祖使諸子居之。義慶以宗室令美、故特有此授。性謙虛、始至及去鎮、迎送物竝不受。

京尹に在ること九年、使持節、都督荆雍益寧梁南北秦七州諸軍事、平西將軍、荊州刺史に出爲す。荊州は上流の重きに居りて、地廣く兵強く、資實兵甲は、朝廷の半ばに居る。故に高祖諸子をしてこれに居らしむ。義慶宗室の令美を以てす。故に特に此の授有り。性謙虛にして、始め至りてより鎮を去るに及ぶまで、迎送の物は竝びに受けず。

【語釋】 ○京尹：京兆尹。京師（天子の都。京は大、師は衆。大衆の居るところ。京都、京輦、京華）地方の長官名。その資格は太守（郡守）と同じ。漢代では、その領域は長安以下十二縣に及んだ。ここでは建康（南京）を指す。○使持節：晉代、總督（軍事、行政面の統括者）

の稱。○平西將軍：四平將軍の一。○資實：資料に同じ。もと。したじ。原料。材料。○兵甲：武器と甲冑。兵革に同じ。○令美：美好に同じ。よい。立派である。○迎送の物：迎送は交際應酬の意。應酬はつきあい、或いは個人間のパーティー、宴會の意。

【通釋】京尹を九年間勤め、使持節、都督荊雍益寧梁南北秦七州諸軍事、平西將軍、荊州刺史へ轉じた。荊州は江の上流の重要據點で、地廣く兵は強く、産物と兵器は、朝廷の半分を占めるほどである。これにより高祖は自分の子ども達にこの地を與えたが、義慶は一族の傑物であったので、特別にこの地を與えられた。義慶は性質が謙虚で、在任期間中に、贈り物を一切受け取らなかつた。

十二年、普使内外群官舉士、義慶上表曰：「詔書疇咨群司、延及連牧、旌賢仄陋、拔善幽遐。伏惟陛下惠哲光宣、經緯明遠、皇階藻曜、風猷日昇、而猶詢衢室之令典、遵明臺之勸訓、降淵慮於管庫、紆聖思乎版築、故以道邈

往載、德高前王。臣敢竭虛闇、祇承明旨。伏見前臨沮令新野庾寔、秉真履約、愛敬淳深。昔在母憂、毀瘠過禮、今罹父疾、泣血有聞。行成閨庭、孝著鄰黨、足以敦化率民、齊教軌俗。前徵奉朝請武陵龔祈、恬和平簡、貞潔純素、潛居研志、耽情墳籍、亦足鎮息頹競、獎勗浮動。處士南郡師覺、才學明敏、操介清修、業均井渫、志固冰霜。臣往年辟爲州祭酒、未汗其慮。若朝命遠、玉帛遐臻、異人間出、何遠之有。」義慶留心撫物、州統内官長親老、不隨在官舍者、年聽遣五吏餉家。先是、王弘爲江州、亦有此制。在州八年、爲西土所安。撰徐州先賢傳十卷、奏上之。又擬班固典引爲典敘、以述皇代之美。十六年、改授散騎常侍、都督江州豫州之西陽晉熙新蔡三郡諸軍事、衛將軍、江州刺史、持節如故。十七年、卽本號都督南兗徐兗青冀幽六州諸軍事、南兗州刺史。尋加開府儀同三司。

十二年、普く内外の羣官をして士を舉げしむ。義慶上表して曰く、「詔書して羣司に疇咨して、延きて連牧に及ばしめ、賢を仄陋に旌はし、善を幽遐に拔かんとす。

伏して惟んみるに陛下は惠哲光宣、經緯明遠、皇階藻曜、風猷日のごとく昇るも、猶ほ衢室の令典を詢り、明臺の叡訓に遵ひ、淵慮を管庫に降し、聖思を版築に紆らす、故に以て道は往載に邈にして、徳は前王より高し。臣敢へて虚闇を竭し、祇しみて明旨を承けん。伏して見るに前の臨沮の令新野の庾寔は、眞を秉り約を履み、愛敬淳深なり。昔母憂に在りて、毀瘠すること禮に過ぎ、今父の疚に罹り、泣血聞こゆる有り。行ひ閨庭に成り、孝は隣黨に著はれ、以て化を敦くし民を率ゐ、教へを齊へ俗を軌ふるに足る。前徵奉朝請武陵の龔祈は、恬和平簡、貞潔純素、潛居して志を研き、情を墳籍に耽れば、亦た類競を鎮息し、浮動を奨勗するに足る。處士南郡の師覺は、才學明敏、操介清脩、業は井渫に均しく、志は氷霜よりも固し。臣は往年州の祭酒に辟爲するも、未だ其の慮りを汚さず。若し朝命遠く暨べば、玉帛還かに臻り、異人間出せん、何の遠きか之れ有らん」と。義慶心を撫物に留め、州の統内の官長の親老いたるも、隨はず官舎に在る者は、年ごとに五吏をして家に餉らしむる

を聽す。是より先、王弘江州たりしとき、亦た此の制有り。州に在ること八年にして、西土の安んずる所と爲る。徐州先賢傳十卷を撰し、これを奏上す。又た班固の典引に擬して典叙を爲り、以て皇代の美を述ぶ。十六年、散騎常侍、都督江州豫州の西陽晉熙新蔡三郡諸軍事、衛將軍、江州刺史を改め授かり、持節は故の如し。十七年、本號に即して都督南兗徐兗青冀幽六州諸軍事、南兗州刺史たり。尋いで開府儀同三司を加へらる。

【語釋】 ○羣司：多くの役人。諸司。○疇咨：疇は誰。

咨は訪問。誰か我が爲に人材を訪ね求めよという意。後、廣く人に相談して人材を求める意に用いる。○延：ひく。導く。案内する。招く。引き入れる。引き寄せる。○連牧：漢代、太守を連率と呼んでいたことから、太守のことか。○仄陋：いやしい身分。側陋に同じ。○旌：あらわす。表示する。はっきりさせる。○幽遐：かすかでおおい。深くて遠い。○惠哲光宣：惠は、慧で、さとい、かしこい。哲は、あきらか、さとい、かしこい。光宣は、

精華を發揮し輝かせる。いっそう光彩を放つ。○經緯明
遠…經緯は、物事の骨子となるもの。道の常法。明遠は、
明らかで深遠なこと。○皇階藻曜…皇階は、天子となる
順序。藻曜(耀)は、うつくしくかがやく。○風猷…風
教道德。政教のはかりごと。○衢室…政を聴く所。明堂。
衢室の問は、堯が政を聴く所で下民の言う所を聴いたこ
と。轉じて遍く民衆の意見を聴く喩え。○令典…よいお
きて。法令。○明臺…天子が政を行う臺。明堂。黃帝に
明臺の議有り、堯に衢室の問有り。○叡訓…叡は天子の
言語動作などに添える語。○淵慮…深い考え。○管庫…
倉庫。または倉庫を管理する下級官吏。ここでは賤人の
意か。○聖思…天子の思慮。聖慮。○版築…墙板と杵。
土工に用いる具。土木工事の意。『孟子』告子章句下に
「傳説版築の間に擧げられ」とあり、傳説が傳巖の土木
工事に従事していたのを、殷の賢王武丁に登用され宰相
となったことを記し、「天の將に大任をこの人に降さん
とするや、必ず先ずその心志を苦しめ、その筋骨を勞せ
しむ」と古來の聖賢もみな卑賤から身を起こした事を言

う。○紆…めぐる。○往載…過ぎ去った年。往歲に同じ。
往年。前年。○虛闇…おろかで心のくらいこと。○明旨…
立派な趣旨命令。ここでは皇帝の命を指す。○臨沮…縣
名。漢、置く。故城は湖北省當陽縣の西北。○新野…縣
名。漢、置く。河南省南陽縣の南、白河の東岸。○秉…
とる。心にしっかりと守る。○愛敬淳深…愛敬は、いつ
くしみ敬う。仁愛と畏敬。淳深は、あつくふかい。手厚
い。○毀瘠…喪に服して甚だしく悲しみやせ衰える。悲
哀の極み、身體の損なわれやせること。○疚…やまい。
○泣血…甚だしく悲しみ泣くこと。あふれるような涙を
流して泣くこと。血の涙を流して泣くこと。○閨庭…家
の中。家庭。○軌…したがえる。○前徵奉朝請…奉朝請
は、朝廷で儀式を行うとき、臨時に任命する官。○武陵…
縣名。漢、置く。湖北省竹山縣の東。○恬和平簡…恬和
は、しづか、おだやか。平簡は、公平で簡易なこと。○
貞潔純素…貞潔は、操が正しく行いが清い。精神を養っ
て交じるところが無いこと。○潛居…ひそみかくれる。
隱居。○墳籍…古書。聖賢が著した書籍。○頽競…榮達

のために奔走し運動する。暗躍する。○鎮息：しづめやすんずる。○浮動：心に落ちつきなく移り動くこと。○奨勗：すすめはげます。○處士：仕官しないで家にいる人。高い徳や見識を持った人。○南郡：郡名。湖北省の舊荊州・安陸・漢陽・武昌・黃州・德安・施南の諸府と襄陽府の南境との地。治は古の楚都 郢で今の湖北省江陵縣の東南。○才學明敏：才氣と學問が有り物事の明るく聰いこと。○操介清脩：操介は、みさお、節操。清脩は、素行の清くおさまること。○井渫：渫は、清い。清潔な喩え。○氷霜：節操の堅固な喩え。人の嚴厲な喩え。○汚慮：慮は、はかりごと。汚は、はづかしめ。○暨：およぶ。○異人：優れた人。英俊の士。○玉帛：玉と絹織物。諸侯が天子または他の諸侯に公式に會うとき、相手に贈る禮物とする。○撫物：撫は、いつくしむ。いたわる。物は、人を養う所以の物。食品。撫物は、官吏の父母を養うための食料の意か。○統内：勢力下。統治内。○官長：官職を主宰するもの。官吏の長たるもの。長官。○餉：おくる。はこんでゆく。贈與する。○五吏：五人

の役人。○王弘：南朝宋の人。王導の曾孫。字は休元、諡は文昭。政體に通じ、舉止禮法に合したので、人皆これに倣い、王太保家法という。『宋書』卷四二に傳有り。傳によれば、晉の義熙一四年（418）に監江州豫州の西陽新蔡二郡諸軍事、撫軍將軍、江州刺史になっている。○西土：西方の地。長安およびその付近や、あるいは更に蜀から湖南・湖北にかけての地區も指す。『宋書』列傳卷六十五 列傳第二十五劉道產傳に「七年、徵爲後軍將軍。明年、遷竟陵王義宣左將軍諮議參軍、仍爲持節、督雍梁南秦三州荊州之南陽竟陵順陽襄陽新野隨六郡諸軍事、寧遠將軍、寧蠻校尉、雍州刺史、襄陽太守。善於臨民、在雍部政績尤著、蠻夷前後叛戾不受化者、竝皆順服、悉出沔沔爲居。百姓樂業、民戶豐贍、由此有襄陽樂歌、自道產始也。十三年、進號輔國將軍。十九年卒、追贈征虜將軍、諡曰襄侯。道產惠澤被於西土、及喪還、諸蠻皆備衰絰、號哭追送、至于沔口。」とあり、『宋書』列傳卷八十四列傳第四十四段佛榮傳に「段佛榮、京兆人也。泰始五年、自游擊將軍爲輔師將軍、豫州刺史、莅任清謹、爲

西土所安。」とあり、『南史』列傳卷五十二・列傳第四十
二梁宗室下・始興忠武王憺・始興忠武王憺傳に「十八年、
徵爲侍中、中撫軍將軍、開府儀同三司、領軍將軍、卽開
府黃閣。薨、二宮悲惜、輿駕臨幸者七焉。贈司徒、諡曰
忠武。憺未薨前、夢改封中山王、策授如他日、意頗惡之、
數旬而卒。憺有惠西土、荊州人聞薨、皆哭於巷、嫁娶有
吉日、移以避哀。子亮嗣。」とあるによれば、かつての
雍州、荊州、豫州の地をも西土と稱した。ここでは荊州
のことを指す。○徐州先賢傳：散佚。○典引：文書の名、
後漢の班固作。天は常法、引は伸張。漢は堯の常法をつ
ぎ、これを伸張するものであると云って、其の徳を頌し
たもの。『後漢書』班固傳および文選卷四十八に載せる。
○典敍：散佚。○皇代：今の御代。○西陽：縣名。①漢
置く。晉の太康中、汝南王亮の子義を封じて西陽とした
ところ。東晉以後蠻部ここにより西陽蠻と稱した。故城
は河南省光山縣の西。②漢置く。故城は湖北省黃岡縣の
東。○晉熙：郡名、晉置く。安徽省懷寧縣。○新蔡：郡
名、晉置く。河南省新蔡縣。南朝宋僑置す。河南省固始

縣の東。○衛將軍：漢の文帝が卽位後この官を置き、首
都各軍を指揮せしめた。その後、票騎將軍、車騎將軍の
兩府が開かれ、共に政務まで關與するに至った。位、三
司に次ぐ。晉以後位益々重要にして歷代多く置く。○江
州：東晉置く。治は豫章。現在の江西省南昌縣治。後、
治を武昌に移す。今の湖北省武昌縣治。さらに潯陽に移
す。今の江西省九江縣。○本號：本來の官號（官職名）。
○南兗：州名。南朝宋置く。晉の兗州。鎮は盱眙で、今
の安徽省盱眙縣治。○開府儀同三司：官名。儀制が三公
と同じという意味。開府は、役所を設けて屬官を置くこ
と。漢代、三公に許された制度。後世では將軍もこれに
準じ、開府儀同三司と言う。

【通釋】元嘉十二年（435）、廣く内外の官吏に士を推舉
させた。義慶は表を奉って、「詔して廣く諸司に人材を
もとめ、その範圍は連牧にまで及び、身分の貴賤にかか
わらず賢人を採り上げ、遙かな遠方から善者を拔擢する
よう通達されました。謹んで考えますに陛下は明敏さで
御代をいっそう輝かせ、深遠な道の常法を體得し、皇階

は美しく輝き、政教は昇る太陽のようでありますのに、それでもやはり衢室に法令をたずね、黃帝の明臺の議に倣い、淵慮は下級のものにも到り、聖慮は卑賤のものにまで及んでおります、よって道は往年よりも遙かにすぐれ、徳は前王よりもお高いと言えます。臣は強いて虚闇をつくして、謹んで明旨に従いましょう。謹んで拜察致しますに、前の臨沮縣の長官 新野の庾寔は、眞理を守り約を違えず、仁愛や畏敬が非常に厚い人物です。以前、母親の喪に服したときには、禮の定めよりも哀しみ瘦せ、いままた父親が病に罹り、ひどく悲しむさまが噂になるほどです。孝行を家庭に實踐し、ひろく隣黨に知られておりますので、教化を厚くして民を従え、風俗をととのえて導くことができます。前徵奉朝請である武陵の龔祈は、溫公で公平、清廉で純粹、隱居して研鑽し、聖賢の書に耽溺しておりましたので、榮達の裏工作を抑え、浮動の民を勵ますことができます。處士で南郡の師覺は、才氣と學問に恵まれ、節操があり素行が正しく、所行は澄んだ井戸のように清潔であり、志は氷霜のように堅固

であります。私は以前に、州の祭酒に招聘しましたが、仕官させることができませんでした。もし朝命をもって召せば、諸侯は遠方より玉帛を持して至り、英俊はひそかに出仕しましょう、距離の遠さなど問題といたしません」と進言した。義慶は撫物にも心をとどめ、州の統治内の長官で、その父母が年老いているにもかかわらず親元を離れて官舎で暮らしている者には、毎年五人の役人を派遣して食物を贈らせることを許した。これより前には、王弘が江州の長官であった時にも、この制度を取り入れていた。義慶は荊州にあること八年、西土の民に信任された。徐州先賢傳十卷を撰述し、これを奏上した。さらに班固の典引になぞらえて典叙を著わし、今の御代の素晴らしきことを述べた。元嘉十六年(439)には、散騎常侍、都督江州豫州の西陽晉熙新蔡三郡諸軍事、衛將軍、江州刺史にあらためられ、持節はもとのままとされた。元嘉十七年(440)には、本來の官職名に従って都督南兗徐兗青冀幽六州諸軍事、南兗州刺史とされた。その後まもなく開府儀同三司を加えられた。

爲性簡素、寡嗜欲、愛好文義、才詞雖不多、然足爲宗室之表。受任歷藩、無浮淫之過、唯晚節奉養沙門、頗致費損。少善騎乘、及長以世路艱難、不復跨馬。招聚文學之士、近遠必至。太尉袁淑、文冠當時、義慶在江州、請爲衛軍諮議參軍、其餘吳郡陸展、東海何長瑜、鮑照等、竝爲辭章之美、引爲佐史國臣。太祖與義慶書、常加意斟酌。

性と爲り簡素にして、嗜欲に寡なく、文義を愛好し、才詞多からずと雖も、然れども宗室の表と爲すに足る。任を歷藩に受け、浮淫の過無し。唯だ晚節に沙門を奉養し、頗る費損を致す。少くして騎乘を善くし、長ずるに及び世路の艱難を以て、復た馬に跨らず。文學の士を招衆するに、近遠必ず至る。太尉の袁淑は、文當時に冠たり。義慶 江州に在りしとき、衛軍諮議參軍に請爲す。其餘の吳郡の陸展、東海の何長瑜、鮑照等は、竝びに

辭章の美たり。佐史國臣に引爲す。太祖は義慶に書を與ふるには、常に意を加へ斟酌す。

【語釋】 ○嗜欲：嗜好の情欲。○浮淫：浮薄で淫佚なこと。○奉養：つかえて養うこと。○費損：耗損に同じ。ついやす。使い果たす。○世路：世の中。處世の道。世渡り。○袁淑：南朝宋の人。字は陽源。諡は忠憲。博學多通、章句の學を爲さず。『宋書』卷七十に傳有り。當時「文」と「筆」の區別があり、文は有韻の文を指し、筆は無韻の散文を指した。○衛軍諮議參軍：南北朝以來、諸王府に諮議參軍を置き、庶事を相談させた。又、諮議と略稱する。○陸展：不詳。○何長瑜：？？445？ 東海（江蘇省連雲港の東）の人。義慶の國侍郎、平西記室參軍となる。○鮑照：412？～466 東海（山東省城縣の西南）の人。字は明遠。義慶の國侍郎となり、海虞令・太學博士・中書舍人を歷任した。詩にすぐれ謝靈運と併稱される。○辭章：文章詩賦。○佐史國臣：佐史は、漢代の刺史の屬官。國臣は、國家の臣。國の役人。

【通釋】 義慶は性質が簡素で、物欲が無く、文義を愛好し、才能がきらめくような文章は多くないが、宗室の代表とするには十分である。各地に歴任したが、輕薄な過失を犯したことがない。ただ晩節に佛門に傾倒し、多額な喜捨を施した。若かった頃には乘馬を得意としたが、長ずるに及んで處世の困難から、再び馬に跨ることはなかった。文學の士を招聘すれば、遠近からみなこれに應じた。大尉の袁淑は、有韻の文では當時の第一人者であった。義慶は江州に赴任していたときに、衛軍諮議參軍に招聘した。その他の吳郡の陸展、東海の何長瑜、鮑照等は、ともに文書詩賦などに長じていた。佐史や國臣に引き入れた。太祖は義慶に文書を送るときには、特別注意して文章を推敲した。

義慶在廣陵、有疾、而白虹貫城、野鬻入府、心甚惡之、固陳求還。太祖許解州、以本號還朝。二十一年、薨於京邑、時年四十二。追贈侍中、司空、諡曰康王。

義慶 廣陵に在りしとき、疾有り、而して白虹城を貫き、野鬻府に入る。心に甚だこれを惡み、固く陳べて還らんことを求む。太祖 州を解かんことを許し、本號を以て朝に還る。二十一年、京邑に薨ず。時に年四十二なり。侍中、司空を追贈し、諡して康王と曰ふ。

【語釋】 ○廣陵：郡名。後漢、置く。治は廣陵。故城は江蘇省江都縣の東北。○白虹：兵亂の兆しと言う。○野鬻：のろ、くじか。鹿に似ているが、小さくて角がない。○本號：本來の官號（官職名）。○侍中：門下省の長官。○司空：魏晉南北朝では、三公（司空・司徒・司馬）の一員として、天子の補弼の任に當たった。

【通釋】 義慶は廣陵に赴任中に、病を得たが、そのときに白い虹が城を貫き、鬻が役所に入ってくるということが有った。心中非常に氣味惡く感じ、都に歸りたいと強く求めた。太祖はこれを聽き入れ、本來の官職名により朝廷にもどった。元嘉二十一年（444）、都で逝去した。

享年、四十二歳であった。侍中、司空を追贈し、康王と諡した。